

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 小型船舶操縦者の免許
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の2第1項
- ③ 手続対象者 : 小型船舶操縦者になろうとする者
- ④ 提出時期 : 操縦試験に合格した日から1年以内
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出するか必要書類一式を地方運輸局又は運輸支局に郵送してください。
- ⑥ 手数料 : 1,500円～2,000円
- ⑦ 添付書類 :
 - 写真 (パスポート用サイズ)
 - 操縦試験合格証明書
 - 本籍記載の住民票の写し (平成15年6月1日以降初めて申請される場合のみ)
 - 登録免許税納付書
 - 操縦免許又は海技免状 (受有されている場合のみ)
 - 小型旅客安全講習修了証明書 (特定操縦免許を併せて申請される場合のみ)
- ⑧ 申請様式 : 操縦免許申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :

北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海技資格課	092-472-3176
沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の2第1項から第3項
- ② 標準処理時間 : 約1週間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

